

令和6年度松戸市地域生活支援事業サービス単価表

共通事項

- ・単価は、下記の単位数×地域加算（1円未満は切り捨て）です。
- ・初回加算、上限管理加算、食事提供体制加算等はありません。
- ・請求書の事業所番号は、「松戸市地域生活支援事業に係る事業所登録通知」で通知いたしました事業所番号のご記入をお願いいたします。
- ・請求書の日付は記載しないよう、ご協力をお願いします。
- ・サービス提供月の翌月10日までに請求書が到着するようご協力ください。期日に遅れた場合、不備がある場合は、支払いが遅れますのでご承知おきください。

日中一時支援事業

所要時間	サービス単位
4時間未満	310単位
4時間以上8時間未満	460単位
8時間以上	620単位
送迎（片道につき）	54単位
医療的ケア体制加算	899単位

※ 食事の提供については、実費負担

※ 医療的ケア体制加算は、看護師を配置している事業所で、医療的ケアが必要な松戸市の利用者を受け入れた日に、1事業所あたり1回/日まで算定できます。

移動支援事業

障害福祉サービス介護給付に於ける令和5年度の通院等介助（身体介護を伴う、伴わない）・通院等乗降介助と同様の単位となります。（令和3年度から変更ありません。）

サービスコード表はホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shougai_fukushi/jigyousha/jigyousyo_youshiki.html（ホームページURL）

訪問入浴サービス事業

サービス内容	サービス単位
通常入浴	1,260単位
※部分浴、清拭	1,134単位

※利用者の体調により入浴は中止とした場合でも、清拭や部分浴を行ったときは、算定できます。

なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

松戸市障害福祉課地域生活支援事業担当
（電話）047-366-7348
（FAX）047-366-7613